○厚生労働省経済産業省令第二号

中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第四十四号）の施行に伴い、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する情報関連人材育成事業を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年八月三十日

厚生労働大臣　小宮山洋子
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する情報関連人材育成事業を定める省令の一部を改正する省令

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する情報関連人材育成事業を定める省令（平成十七年厚生労働省経済産業省令第五号）の一部を次のように改正する。

本則中「第二十九条第一項第一号」を「第三十二条第一項第一号」に改める。

附　則

この省令は、中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年八月三十日）から施行する。

○農林水産省経済産業省令第三号

中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第四十四号）の施行に伴い、及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第二条第五項の規定に基づき、農商工等連携支援事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年八月三十日

農林水産大臣　郡司　彰
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志

農商工等連携支援事業計画の認定等に関する省令の一部を改正する省令

農商工等連携支援事業計画の認定等に関する省令（平成二十年農林水産省・経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行規則

第一条に次の一項を加える。

2　この省令において「子会社」とは、中小企業者及び農林漁業者（以下この項及び次条において「中小企業者等」という。）が発行済株式の総数、出資口数の総数若しくは出資価額の総額の百分の五十以上に相当する数若しくは額の株式若しくは出資を所有する関係又は第一号若しくは第二号に該当し、かつ、役員の総数の二分の一以上を当該中小企業者等の役員若しくは職員が占める関係を持っている他の事業者をいう。

一　当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の四十以上、百分の五十未満に相当する数又は額の株式又は出資を当該中小企業者等が所有していること。

二　当該中小企業者等の所有する当該他の事業者の発行済株式の数、出資口数又は出資価額が、当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の二十以上、百分の四十未満であって、かつ、他のいずれの一の者が所有する当該他の事業者の発行済株式の数、出資口数又は出資価額をも下回っていないこと。

第一条の次に次の一条を加える。

（外国関係法人等に関する主務省令で定める関係）

第一条の二　法第二条第五項の主務省令で定める関係は、次の各号のいずれかに該当する関係とする。

一　外国の法令に準拠して設立された法人その他の外国の団体（新たに設立されるものを含む。以下この条において「外国法人等」という。）の発行済株式若しくは持分又はこれらに類似するもの（以下この条において「株式等」という。）の総数又は総額の百分の五十以上に相当する株式等を中小企業者等が所有する関係

二　次のイ又はロに該当し、かつ、外国法人等の役員その他これに相当する者（以下この条において「役員等」という。）の総数の二分の一以上を中小企業者等の役員又は職員が占める関係

イ　当該外国法人等の株式等の総数又は総額の百分の四十以上、百分の五十未満に相当する数又は額の株式等を当該中小企業者等が所有していること。

ロ　当該中小企業者等の所有する当該外国法人等の株式等の数又は額が百分の二十以上、百分の四十未満であって、かつ、他のいずれの一の者が所有する当該外国法人等の株式等の数又は額をも下回っていないこと。

三　外国法人等の株式等の総数又は総額の百分の五十以上に相当する数又は額の株式等を、子会社若しくは外国子会社（中小企業者等が前二号に規定する関係を有する場合における当該各号の外国法人等をいう。以下この条において「子会社等」という。）又は子会社等及び当該中小企業者等が所有する関係

四　次のイ又はロに該当し、かつ、外国法人等の役員等の総数の二分の一以上を、子会社等又は子会社等及び当該中小企業者等が所有している関係

イ　当該外国法人等の株式等の総数又は総額の百分の四十以上、百分の五十未満に相当する数又は額の株式等を、子会社等又は子会社等及び当該中小企業者等が所有していること。

ロ　子会社等又は子会社等及び当該中小企業者等の所有する当該外国法人等の株式等の数又は額が、当該外国法人等の株式等の総数又は総額の百分の二十以上、百分の四十未満であって、かつ、他のいずれの一の者が所有する当該外国法人等の株式等の数又は額をも下回っていないこと。

第四条中「第十七条第二項」を「第十八条第二項」に改める。

附　則

この省令は、中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十四年八月三十日）から施行する。

○経済産業省令第五十八号

中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第四十四号）の施行に伴い、及び中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二条第七項の規定に基づき、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年八月三十日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　細野　豪志

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

2　この省令において「子会社」とは、中小企業者等（法第九条第一項の中小企業者等をいう。以下この項及び次条において同じ。）が発行済株式の総数、出資口数の総数若しくは出資価額の総額の百分の五十以上に相当する数若しくは額の株式若しくは出資を所有する関係又は第一号若しくは第二号に該当し、かつ、役員の総数の二分の一以上を当該中小企業者等の役員若しくは職員が占める関係を持っている他の事業者をいう。

一　当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の四十以上、百分の五十未満に相当する数又は額の株式又は出資を当該中小企業者等が所有していること。

二　当該中小企業者等の所有する当該他の事業者の発行済株式の数、出資口数又は出資価額が、当該他の事業者の発行済株式の総数、出資口数の総数又は出資価額の総額の百分の二十以上、百分の四十未満であって、かつ、他のいずれの一の者が所有する当該他の事業者の発行済株式の数、出資口数又は出資価額をも下回っていないこと。